「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」の結果

■提出された意見の件数：12 件（法人：5件、個人：7件）
※　提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：
〇法人 【5件】（提出順）
　東海テレビ放送株式会社、テレビ東京ホールディングス株式会社、中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ、一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会、一般社団法人日本民間放送連盟

〇個人 【7件】

■「放送法施行規則の一部を改正する省令案等に関する意見募集」に対して提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

番号	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
放送法施行規則の一部を改正する省令案について			
1	見逃し配信期間が1週間である理由がよくわからないので、もう少し長い期間を設けたらどうか。むしろ公共放送なので、コンテンツを DL できるようにしたらいいのではないか。他社との差別化をすることで、民業を圧迫してはいけないとは思うが、そもそもコンテンツ産業なので、それ以外のものについてそれほど影響が出るとは思えない。むしろ放送より、情報サイトや新聞のほうが影響出るような気がする。 【個人】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお、見逃し配信の期間については、現行のNHKプラスや民間放送事業者による配信サービスにおいて、見逃し配信の期間を基本的に一週間としており、国民・視聴者の視聴習慣としても定着していると考えられることを踏まえ、一週間と規定しています。	無
2	改正省令 10 条の 2 について、法技術的観点と実態的観点から 1 件ずつ意見を申し上げる。 （法技術的観点） 条文中「放送した時刻の属する日」とあるのは、「放送が終了し	今回の放送法施行規則の一部を改正する省令案による改正後の放送法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 10 号）案（以下「本省令案」という。）第 10 条の2については、規定がより明確なものとなるよう以下の下線部のとおり修正することといたしま	有

	た時刻の属する日」とする方が、日を跨ぐ放送番組についての規定の適用についての解釈上の疑義がなくなると思う。 (実態的観点) 　民放の連続ドラマ(毎週放送型)の見逃し配信の場合、キャッチアップ視聴を促進する観点から、第 1 話の TVer 見逃し配信期限については 2 週間以上確保している例がほとんどである。 　視聴者の利便性向上の観点から、NHK の無料見逃し配信についても、かかる運用がなされることを要望する。 【個人】	す。 「法第二十条第一項第四号の総務省令で定める期間は、同号の放送番組の放送を終了した時刻の属する日から起算して一週間を経過する日の当該時刻までの間とする。」 　また、見逃し配信の期間については、現行のNHKプラスや民間放送事業者による配信サービスにおいて、見逃し配信の期間を基本的に一週間としており、国民・視聴者の視聴習慣としても定着していると考えられることを踏まえ、一週間と規定しています。	
3	●本省令案において、必要的配信業務と任意的配信業務を区分経理し、各業務に係る費用を明らかにして整理しなければならないと規定したことは妥当です。総務省には、各費用の規模の適正性を審査し、NHK が当該規定を着実に遂行しているか厳格にチェックすることを要望します。 ●特に法改正によって必要的配信業務の対象となった番組関連配信について、その内容や実施方法(費用の規模を含む)、さらに「公正な競争の確保に支障が生じないことを確保するための措置」(第 13 条2の 6)等を業務規程の記載事項として義務付けたことは極めて適切です。総務省「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」で現在協議が進んでいますが、放送、新聞等の民間事業者の意向に沿ったものと評価します。 ●NHK は国民・視聴者に対して、会計上の透明性を確保するという観点から、必要的配信業務の実施に要する費用の規模と明細、および任意的配信業務の費用の上限を明確にするよう規定すべきと考えます。 【テレビ東京ホールディングス株式会社】	賛同の御意見として承ります。 　NHKのインターネット配信全体の費用については、その費用の規模も含め、まずは、NHKが毎事業年度の収支予算を作成する中で検討されるべきものと考えますが、NHKにおいては、国民・視聴者が支払う受信料に支えられていることを踏まえ、当該費用の規模の適正性を含め、説明責任を適切に果たしていくべきものと考えます。	無

4	番組関連情報配信業務を行う上での規定に、「業務の内容」、「実施方法」、「実施に要する費用」等とともに、「他の放送事業者の配信事業との公正な競争を確保するための措置」及び「当該措置が適切であると判断する理由」の具体的な記載が必要になったことは大変重要であると考えます。また、総務大臣に提出する業務報告書の中に、業務規程の遵守状況の記載が必要になったことは、NHK のガバナンス強化に繋がることが期待されるため、賛同します。 任意的配信業務を進める際に提出する実施計画には、配信業務の内容、実施方法、費用、料金やその他の条件の明記が必要ですが、公正な競争確保のために行う措置については省令案の中で言及されておらず、NHKの任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案において「市場の競争を阻害しないこと」という記載があるのみです。 民間放送事業者に比べて莫大な予算を抱えているNHKが自由に配信業務を行うことは民業圧迫に繋がる可能性もあるため、公正な競争確保のために行う措置は、テレビ番組の同時・見逃し配信や任意的配信業務においても、番組関連情報の配信業務と同様に、省令の中で触れられるべきであると考えます。 【中部日本放送株式会社及び株式会社CBCテレビ】	前段について、賛同の御意見として承ります。 後段について、まず、放送番組の同時配信及び見逃し配信については、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第 36 号）による改正後の放送法（昭和 25 年法律第 132 号。以下「新法」という。）第 20 条第1項第3号及び第4号に基づき、原則として全ての放送番組を対象とすることとされております。 番組関連情報配信業務については、新法第 20 条の4第2項第3号において、業務規程の要件の1つとして「公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること」が規定されていることを踏まえ、本省令案第 10 条の3第1項6号において、業務規程の記載事項として、当該要件に係る措置について規定しているところです。 また、任意的配信業務については、NHKからの実施基準の認可申請を受けた段階で、今回の改定後の「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン」に基づき、具体的に判断を行っていきます。	無
5	<u>必須業務に関するネット業務の費用の詳細な開示を求めます</u> 今回の施行規則の改正案では、NHK が必須業務として実施するインターネット業務に関する費用について、「放送番組の配信に係る費用」と「番組関連情報の編集及び配信に係る費用」との非常に粗い区分による記載を求めるにとどまっています。任意業務として実施するネット業務については「コンテンツ制作業務費」や「企画費」などを費用明細表に記載するよう求めており、必須業務につい	任意業務は、その実施がNHKの判断に任されている業務であることから、法律上NHKに実施が義務付けられている必須業務の実施に支障を来すことのないよう、本省令案第 32 条第7項、別表第3号の2及び別表第3号の3において、任意的配信業務の費用明細について規定しています。 必要的配信業務のうち、番組関連情報配信業務については、新法第 20 条の4第2項第3号において、業務規程の要件の1つとし	無

	ても同水準の詳細な記載をNHKに求めるべきだと考えます。 　任意業務はあくまで必須業務を補完する業務であり、適正な実施を確保するため、費用の詳細な開示は当然だと考えます。必須業務の一部である番組関連情報については、メディアの多元性を脅かすことのないよう競争評価プロセスを経ることが定められました。基礎情報として費用の詳細な開示は当然必要だと考えます。 　NHK のネット業務全体を検証するためにも、費用の透明化は欠かせません。ネット業務に関する費用に関してはこれまで、予算上限に対する高止まりが指摘されてきました。年度ごとに必要な費用を洗い出して検証して予算枠を策定するなど、不断の見直しを求めます。 【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】	て「公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること」が規定されていることを踏まえ、本省令案第 10 条の3第1項第3号において、業務規程の記載事項として、番組関連情報配信業務の実施に要する費用の規模について規定しているところです。なお、業務規程については、日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合（以下「準備会合」という。）の議論の整理として示されている検証の基本的な考え方の観点から、検証会議（仮）において検証されるものと認識しています。 　NHKのインターネット配信全体の費用については、その費用の規模も含め、まずは、NHKが毎事業年度の収支予算を作成する中で検討されるべきものと考えますが、NHKにおいては、国民・視聴者が支払う受信料に支えられていることを踏まえ、当該費用の規模の適正性を含め、説明責任を適切に果たしていくべきものと考えます。	
6	・今般の放送法改正により、必要的配信業務と任意的配信業務の規定がそれぞれ整理されましたが、NHKは両業務の費用の規模と明細、さらに放送／配信の配賦基準を、できる限り分かりやすい形で国民視聴者に対して公表することが必要と考えます。 ・そうした観点から、省令改正案において、①業務規程に記載する番組関連情報の実施方法には、費用の規模を含む、②必要的配信および任意的配信の業務ごとに経理を区分し、各業務に係る費用を明らかにして整理しなければならない――と規定したことは妥当です。 ・なお、NHKから業務規程について届出があった際は、総務省としても公表すべきと考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	賛同の御意見として承ります。 　業務規程の記載事項等については、規定位置を本省令案第 13 条の2から第 10 条の3に移した上で、新法第 20 条の4に規定する競争評価のプロセスの透明性をより高める観点から、以下のとおり、本省令案第 10 条の3に第3項を設けることといたします。 「3　総務大臣は、業務規程の届出があつた場合には、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を除き、当該業務規程及び前項各号に掲げる書類を公表するものとする。」	有
日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案について			
1	今回のガイドラインで、NHK が遵守すべき事項のみが書かれて	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無

	いることが残念に思いました。公共放送という性格がある以上、政府が NHK の番組編集に関して介入を行わないことを明記すべきです。 　また、NHK 内部においても、経営を管理する部分と、番組制作の部分で徹底的に分離が図られるべきと考えます。上層部が現場の番組編集内容に口出しするといったことがないように、ガイドライン上で定めるべきだと思います。 【個人】		
2	デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会「公共放送WG」（第 23 回会合）において林構成員も触れられましたが、改定前ガイドラインで示されていた「協会」の「他の放送事業者」に対する協力努力義務や、地方向けの放送番組の提供努力、インターネットの活用に係る共通課題の解決に向けた他の放送事業者との協力に関する具体的な事項の規定を求める記載が削除されたことにつき伺います。 　放送番組の同時・見逃し配信とそれにあたらない動画配信(任意的配信業務)を分けることとなったためとはいえ、共通配信基盤の構築・利用、共通ポータルサイトやアプリ等の構築・提供、権利処理や視聴関連情報の適正な利活用等に係る様々な関係者間の調整などといった課題に共同で取り組む必要があるという総務省検討会のとりまとめの方向にも逆行するものと誤解される恐れがあると懸念します。 　多くの配信プラットフォームでは必要（必須）的にあたるもの、任意的にあたるもの、それらが併せて配信されており、課題に共同で取り組む必要は変わらないと考えます。 　いっぽう、他の放送事業者(民放)によっては、それぞれ経営的な判断が分かれるところであることも理解できます。 　そこで、他の放送事業者との協力に係る努力義務に関しては、	現行の放送法では、NHKが任意で行うインターネット活用業務について、民間放送事業者が行う配信業務への協力に関する努力義務等が規定されています。今回の放送法改正により、放送番組の同時配信、見逃し配信を含めインターネット活用業務として行っているNHKの配信業務の大半が必須業務化されることから、現在のインターネット活用業務に係る努力義務と同様に、必須業務においても「必要的配信業務を行うに当たつては、他の放送事業者その他の事業者が実施する必要的配信業務に相当する業務の円滑な実施に必要な協力をするよう努めなければならない。」（新法第 20 条の3第 11 項）として努力義務を課しています。 　これを踏まえて、「日本放送協会の任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン案」（以下「本ガイドライン案」という。）は新法における任意的配信業務を対象とするものであることから、関係記載を削除するものですが、NHKによる民間放送事業者等が実施する配信業務の円滑な実施に必要な協力を行うべき責務は、新法第 20 条の3第 11 項の規定に基づき、NHKが必要的配信業務を遂行していく中でより適切に果たされていくものと考えます。	無

	その必要性を改定前ガイドラインの趣旨を反映し残していただきたいと考えますが、改正法第 20 条 7 の規定を引いて、「他の放送事業者から求めのあつたときは・・・(協会が)応じなければならない」というような記載に変更していただきたいと考えますが、いかがでしょうか。 【東海テレビ放送株式会社】		
3	●現行の NHK「インターネット活用業務実施基準」では、受信料財源業務の実施に要する費用は「年額 200 億円を超えないもの」と規定され、同実施計画において費用明細表の作成・情報開示等に努めるものとしています。 本ガイドライン改正案においても、「任意的配信業務が過大な費用を要するものでないこと」を認可要件とし、その審査基準として、「受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること」「任意的配信業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること」と規定したことは妥当です。 ●しかし、「適切な規模」の範囲は不明瞭で拡大解釈が可能なことから、総務省から NHK に対して実施基準において上限を明示するよう求めるべきと考えます。受信料を負担する視聴者の理解を得て、競合する民間事業者との公正な競争を阻害しないためにも節度をもち、抑制的な運用を期待します。 ●総務省が想定する任意的配信業務の具体的なサービス内容や対象範囲について明確に示すことを要望します。NHK は 2022 年 4 月から 5 月にかけて、放送番組やアーカイブ映像にデータ分析や AI 等の最先端技術を組み合わせたインターネット特有の新たなサービスの実証を行いました。放送とは切り離した独自サービスの提	前段について、賛同の御意見として承ります。 任意的配信業務の費用上限については、本ガイドライン案(第4 認可要件の項目ごとの具体的な審査基準4(1))においても、「実施基準において、当該業務の実施に要する費用の上限が明確に定められていること、また、その上限の根拠が、適正かつ明確なものとなっていることが必要」である旨を規定しており、実施基準において明示されることとなります。 なお、任意的配信業務の具体的なサービス内容等については、新法及び本ガイドライン案の規定に基づき、NHKにおいて検討されるものと承知しています。	無

	供は民間事業者への影響は不可避であり、最大限の配慮が必要です。 【テレビ東京ホールディングス株式会社】		
4	<u>審査要件として、メディアの多元性、放送との同一性を明文化するよう求めます</u> 当委員会はこれまで、NHK のネット業務を検証する上で、「メディアの多元性」を重視するよう求めてきました。特殊な負担金である「受信料」を財源とするNHKと、購読料や広告収入等で運営する民間のメディアとは財政基盤が異なり、「公正な競争」は成り立ちえないと考えるためです。番組関連情報について定める「業務規程」の検証でもメディアの多元性を重視する方針が示されました。 今般示された「任意的配信業務の実施基準の認可に関するガイドライン」では、認可要件の具体的な審査基準として、「市場の競争を阻害しないこと」などが提示されましたが、趣旨をより明確にするため、任意業務の認可要件に、「メディアの多元性確保」を明記するよう求めます。 あわせて、業務規程の検証に当たっては、NHK と総務省の双方の競争評価プロセスにおいて、「放送と同一の情報内容、同一の価値」を重視する姿勢が示されています。業務規程の検証に関する考え方として、明文化すべきだと考えます。 【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】	「メディアの多元性確保」については、NHKが放送番組の番組関連情報等の提供を継続的・安定的に行うことを新法により必須業務化するにあたり、公正な競争環境のもとで、放送の二元体制を含むメディアの多元性を確保する観点から、公共放送ワーキンググループ及び準備会合において検討を行い、「業務規程」の検証の基本的な考え方として示されたものです。 他方、本ガイドライン案の対象は、新法第 20 条第2項第2号及び第3号に規定する任意的配信業務であるところ、当該業務に係る実施基準は、NHKからの認可申請を受けて、総務大臣が本ガイドライン案の審査基準（第4　認可要件の項目ごとの具体的な審査基準　1（2）「市場の競争を阻害しないこと」等）に基づき判断することから、その過程において「メディアの多元性確保」は果たされるものと考えます。 なお、「業務規程の検証」については、準備会合の議論の整理として示されている検証の基本的な考え方の観点から「検証会議（仮）」で行われるものと認識しています。	無
5	・NHKは現行のインターネット活用業務実施計画において、放送法上の努力義務（第 20 条第 17 項）に基づき、他の放送事業者が行う配信業務への協力として、▽テレビ番組配信サービス「TVer」への既放送番組の提供、▽インターネットラジオ「radiko」への放送中番組の提供――を明記し、更なる連携に取り組む旨も述べています。 ・改正放送法（第 20 条の3第 11 項）では、この努力義務は必要的	新法第 20 条の3第 11 項に係る考え方については御理解のとおりです。 なお、NHKに積極的な協力を期待するものとして例示された「TVer」及び「radiko」は、放送番組の同時配信、見逃し配信を中心としたサービスであると認識していますので、NHKは新法第 20 条の3第 11 項の規定に基づき、必要的配信業務を遂行していく中で民間放送事業者等に協力・連携していくことが期待されます。	無

	配信業務の実施に関するものと整理されたため、任意的配信業務に関する本ガイドライン案では関係部分が削除されていますが、NHKは民放の求めに応じ、「TVer」および「radiko」に対し、より積極的な姿勢で協力することを、毎年度の業務計画などにあらためて明記し、遂行していただきたいと考えます。 ・現行のNHKインターネット活用業務は、同実施基準において受信料財源インターネット活用業務の実施に要する費用の上限（現状：200 億円）が定められ、同実施計画において費用の明細を公開する仕組みとなっています。 ・ガイドラインの改定後も、任意的配信業務が過大な費用を要するものでないことを認可要件とし、その審査基準として、▽受信料財源業務の実施に要する費用の上限が適正かつ明確に定められていること、▽任意的配信業務全体の実施に要する費用が、任意業務の趣旨に照らして適切な規模であること――を規定したことは妥当です。 【一般社団法人日本民間放送連盟】	後段について、賛同の御意見として承ります。	
全体意見・その他の意見			
1	NHK は、公共放送事業体であるのであるから、無料とすべき。テレビを置いている家庭から追い剥ぎのように取り立てるのは言語道断。それができないのであれば、解体すべき。 【個人】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 現行の受信料制度は、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響がNHKに及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず、受信設備を設置することによりNHKの放送を受信することのできる環境にある方に広く公平に負担いただくものです。受信料は、公共放送であるNHKの運営を支えるために広く国民・視聴者に負担いただくものとして必要なものと考えます。 また、NHKにおいては、受信契約の勧奨を含めた各種手続等を行う際には、国民・視聴者の理解を得られるよう、丁寧な説明を行	無

		うべきと考えます。	
2	そもそも、テレビがあっても NHK を視ない人からも受信料を徴収していることがおかしいと思います。 インターネット配信はアプリからでしか視られないようにして契約者から料金を徴収するのはいいと思います。 合わせて、テレビ所有者全員が視られる状態ではなく、契約者しか視られないようにしてもらえると不平、不満をいう人は減ると思います。 そちらのご検討もよろしくお願いいたします。 【個人】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお、我が国の放送は、広く国民・視聴者が公平に負担する受信料を収入源とするNHKと民間放送の二元体制の下で着実な発展を遂げてきたところ、NHKにおいては、国民・視聴者の信頼に応えつつ、あまねく全国で受信できるように放送することや、豊かで良い番組を放送し、地方向け番組も提供すること等、引き続き公共放送としての社会的使命を果たしていくことが求められるものと考えます。視聴の対価として料金を支払うこととするいわゆるスクランブル化については、NHKが、このような公共放送としての社会的使命を果たしていくことが困難になるものと考えます。	無
3	SNS による偽情報などの問題が深刻になっている中で、日本の公共放送である NHK の重要性は日に日に増していると思います。最近はテレビを使わず、インターネットから情報を得ている人も多いので、ネット経由での NHK 視聴がきちんと法的に位置づけられるのは素晴らしいことだと思います。 【個人】	賛同の御意見として承ります。	無
4	pdf ファイルの文字が小さく、とても読みづらいです。放送という、すべての国民に影響する事項です。とても目の良い人にしか読めないのは残念です。ルビ付き/ルビ無しのテキストファイルでも配信するなど、多くの国民が今回の改正について議論できるような方法を今後はとっていただきたいと思います。 【個人】	今後の参考とさせていただきます。	無